

# 新たな担い手として参画予定の 事業所の改編後のイメージ

訪問型サービス  
A

▲▲生活協同組合

新規創設部門

現行の訪問介護相当  
▲▲訪問介護事業所

訪問型サービスA  
▲▲訪問介護事業所  
(新たに事業者指定)

地域サポートセンター  
(有償ボランティア部門)

出来高払いを予定  
国保連経由で審査・支払  
雇用労働者により提供



元気高齢者、  
主婦、3級ヘル  
パー、社会貢  
献意欲のある  
ヘルパー



草刈り、  
樹木剪定



見守り、  
話し相手等

生活支援コーテ  
ィネーターのバック  
アップ(人材のマ  
ッチング)

主に、身体介護のほか、  
現在介護予防給付により  
介護予防訪問介護を利用  
している要支援者向けの  
当面のサービス

要支援者、事業対象者  
の生活支援サービスを  
担う  
\* 買い物、掃除、調理  
ゴミ出し等



多様な生活支援ニーズ  
を抱える高齢者を  
支援  
\* 多様な生活支援サー  
ビスに柔軟に対応

# シルバー人材センターの活用 イメージ（現時点の案）

## 訪問型サービス A

公益社団法人  
流山市シルバー人材センター

## 新たな対応部門

個別の注文に応じ会員が生活支援等のサービスを提供

大掃除



草刈り、  
樹木剪定



市民からの要請に個別に対応。サービス内容及び時間に基ついて料金を個別に決定。庭木の剪定、草刈り、大掃除等幅広く対応  
(生活援助の注文は月2、3件)

訪問型サービスA実施部門  
(委託による実施)

会員による提供形態は今までと同様

人数等に応じた一定期間ごとの包括払い又は出来高払いを予定、センターに直接支払い。

買い物



調理



掃除



地域包括支援センターのケアマネジメントに応じ、あらかじめ設定されたサービス内容、単価により、要支援者・事業対象者の生活支援サービスを担う。

\* 買い物、掃除、調理、ゴミ出し等

# 訪問型サービス(A)の単価設定の考え方(現時点の案)

現行の介護予防訪問介護の報酬単価は、1, 226単位/月(週1回程度の場合)。1単位10円で計算し、これをサービス1回当たりの単価に換算すると1回当たり、3, 065円となる。

A

一方、流山市におけるNPOが実施する有償ボランティアに係る1回当たり(約1時間)の費用は、最大1, 000円(利用料600円、交通費200円、協力費200円)

B

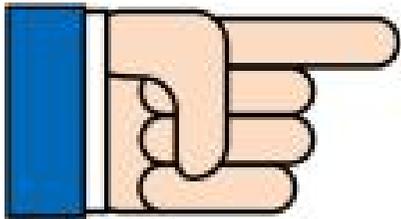
訪問型サービス(A)として支援する者は、雇用契約に基づき従事することとなるため、千葉県の最低賃金、798円を保障しなければならない。

必ずしも資格を有しない者が従事する訪問型サービス(A)の単価は、有償ボランティアよりは高く、有資格者の単価よりは低いものとしつつ、事業主体がサービス(A)としてペイできる単価設定とすべきではないか。

これまでの試算では、1時間当たり、  
1, 500円 ~ 2, 000円  
として検討している。

A

B



## 訪問型サービスの 真の戦略

【2025年に向けた支え合いの地域社会づくり】  
生活支援ニーズには、住民参加型のサービス・  
仕組みでサポートできるように移行を進める。

超高齢化への対応をきっかけ  
とした地域コミュニティの  
再生への発展

**訪問型サービス(A)**

**有償ボランティアによる支援  
(サービスB)**

**介護支援サポーターに  
よる支援**

**ボランティア、ご近所の助け合い  
(互助の強化)**

# 流山市における総合事業のサービス類型への対応・・・【通所型サービス】

	基準	現行の通所介護相当	多様なサービス			
典型的例	サービス種別	①介護予防通所介護と同様のサービス	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	
流山市における対応	サービス等提供主体	現行の指定介護予防通所事業者 (現在の事業所数:34事業所)	—	—	運営等基準を満たす事業者 (新たに指定)	
	総合事業におけるサービス提供のあり方	○現行の介護予防通所介護と同様のサービス ○生活機能の向上を図る目標を明確に定め、目標達成に資する機能訓練を実施する。 ○基本的に介護支援サポーターを受け入れ、ふれあい感のあるサービスとして充実化を図る。	—	—	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを、3か月～6か月の短期間で集中して実施する。	
	対象者とサービス提供の考え方	○総合事業導入時に既に介護予防通所介護を利用している者で、適切なケアマネジメントの結果、利用の継続が必要と判断されるものが中心に利用する。 ○(仮)介護予防通所型サービス計画に定める目標の達成状況に基づき、一般介護予防事業への移行を推進する。	—			○総合事業導入後(当該サービスの提供開始後)、新たに要支援認定又は事業対象者となった者について、適切なケアマネジメントを通じ利用する。特に、ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケースの積極的な利用を推進する。
	実施方法	事業者指定(みなし指定)	—	—	事業者指定	
	事業者基準	予防給付の基準を基本に定める。	—	—	市独自の基準を定める。	
	備考	●実施時期:平成27年4月1日～ ●支払方法:国保連經由	●第6期中に協議体で検討する。  ●介護予防拠点づくりを一般介護予防事業で支援。 ●現行の地区社会福祉協議会のサロン活動の回数を増やす働きかけを継続			●現行の指定介護予防事業者の中から適合するものを想定 ●実施時期:平成27年9月頃までのスタートを目標 ●支払方法:国保連經由